

疫病

宮崎県で高病原性鳥インフルエンザ発生

1 例目の清武町の当該発生養鶏場内での防疫作業



宮崎県 提供

1月11日午後、宮崎県清武町の養鶏場（約12000羽）の管理獣医師から宮崎家畜保健衛生所に高病原性鳥インフルエンザの発生が疑われる事例（10日及び11日に約750羽が死亡）の連絡が入り、16日には動物衛生研究所の検査の結果、強毒性のH5N1型であることが判明。宮崎県では当該発生農場の飼養鶏の殺処分、消毒などの防疫措置を施し、半径10km以内の移動制限を実施。1月17日現在、半径10km以内の16農場、約33万羽からは感染の確認はない。（資料1.2.3）

2006年11月後半には韓国南部でも高病原性鳥インフルエンザの発生が報告されていた。動物衛生研究所によると、今回宮崎県清武町で発生が確認された高病原性鳥インフルエンザの遺伝子性状検査から2005年に中国青海湖で分離されたウイルス株と同系列であり、モンゴルや韓国、及びロシアなどにも分離されたウイルスであったことが確認された。また同時に2004年に山口県などで発生したウイルスとは異なることも分かった。世界的に高病原性鳥インフルエンザはアジアを中心に欧州やアフリカまで感染の帯はまたがる。

近年、日本では2004年1月に山口県で79年ぶりに高病原性鳥インフルエンザが発生し、強毒性のH5N1亜型ウイルスであることが確認され、2月には大分、京都へと伝播した。また2005年6月には茨城県や埼玉県の一部で弱毒性のH5N2亜型ウイルスが発生。（資料10）約1年をかけ、約568万羽を処分。（資

料 8) これら過去の経験により今回の発生は迅速適宜な対応がなされた。強毒性であったが故に早期発見にも繋がった。さらに報道機関なども含め現場周辺への立ち入り制限などを徹底し、拡散抑止に努めた。また、2004年に届出義務違反の罰則強化や移動制限命令を受けた畜産農家に対する助成の制度化措置などが盛り込まれた改正家畜伝染病予防法が成立したことも、果たした役割は大きい。だが、過去の例を見ても分かるように、高病原性鳥インフルエンザの感染範囲は急速に拡大する。1つの鶏舎から感染が確認されたならば、既に他の感染した鶏舎も存在すると考えたほうが妥当である。今後、1ヶ月以内に思わぬ場所から突然発生する可能性が残されている。(1/24 現在)

そのような中で、22日の夕刻には日向市東郷町の約52500羽を飼養する農場から新たに高病原性鳥インフルエンザの疑われる事例が延岡家畜保健衛生所に届けられた。25日には動物衛生研究所にてH5亜型のA型インフルエンザであることが確認された。(資料4、5)更に30日の午前11時頃、約93000羽(採卵鶏)を飼養する新富町の農場から宮崎家畜保健衛生所に高病原性鳥インフルエンザの疑われる事例が通報された。2月3日には強毒性のH5N1型であることが判明。(資料6,7)今年に入り国内4例目、県内3例目となる。映像で見限り、設備面における鳥インフルエンザ対策はかなりしっかりされていた農場に見受けられた。また、この3例とも半径10km以内の近隣農場の飼養鶏からは感染が確認されていないことから、野鳥による感染説は説得力に欠ける。この3鶏舎への共通の入場者や納入物が感染経路解明の鍵を握るかもしれない。また2月に入ると韓国で再び強毒性のH5N1型の高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された。地方では暖冬により蚊が冬にも見られ、これらの蚊やダニ、蚤などの微小な媒介生物がウイルスを拡散させている可能性もある。感染した渡り鳥などが飛来し、地域の野外生物が感染し、それが鶏舎の近傍までウイルスを運び、微小媒介生物が万全の防疫対策を施した鶏舎内の鶏などにウイルスを運ぶ。もし、このような事態が発生しているならば、鶏舎内へのウイルス侵入を防ぐのは至難の業である。

そのような中、2月7日0時には清武町、2月21日0時には日向市東郷町、3月1日0時には新富町における移動・搬出制限区域は解除された。(資料11.12.13)これも関係者、並びに防疫従事者の並々ならぬ努力の結果だろう。

最近では人への感染例も報告されているが、鶏肉や鶏卵を食べることにより人が感染した例は報告されておらず、日本では汚染鶏卵や鶏肉が市場に出回ることとはほとんどないとされる。「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」による、鶏肉・鶏卵を食べることによって人に感染することは考えられない理由として、①酸に弱く、胃酸で不活化されること、②ヒトの細胞に入り込むための受容体は、鳥のものとは異なること、③通常の加熱処理で容易に死滅するので、加熱すればさらに安全、というものである。WHOでは東南アジア



アなどの H5N1 亜型が集団発生している地域では鶏肉や鶏卵を含む家禽類の肉、及び家禽類由来製品については、食中毒予防の観点からも、十分な加熱処理（全ての部分が 70℃に到達すること）、及び適切な取り扱いを行うことが必要であるとしている。その中で国産の鶏卵は、GP センター（卵選別包装施設）において次亜塩素酸ナトリウムなどの殺菌剤により洗卵されてから流通するとされる。国産の鶏肉は、食鳥処理場などにおいて約 60℃のもとで脱羽され、最終的に次亜塩素酸ナトリウムを含む冷水で洗浄されてから流通するとされる。ただし、両機関とも性善説に基づき、通常であればということである。大規模採卵鶏農場になると農場内にインライン GP センターを併設している場合がある。さらに、近年の流通革命により、GP センターを経由せず、農場から消費者や流通業者への直接販売が行われている実態が各地にある。また、安全ならば感染鶏を何も殺処分し、埋却や焼却処分する必要はないわけである。本当に「安全」が確保されるのであれば、殺処分後、加熱・殺菌し、流通させれば問題ないはずである。高病原性鳥インフルエンザを軽く考えてはいけない。非常に厄介なものである。だから、万一に備え、流通させないのである。逆に、そのような感染鶏卵や鶏肉を流通させないから安全なのである。だが、感染農場発覚当初はタイムラグが生じているので、全ての鶏舎が被疑鶏舎であることを忘れてはならない。

宮崎県では1月11日の高病原性鳥インフルエンザの疑われる事例が報告された時点から逸早く風評被害対策に乗り出し、鶏肉や鶏卵を食べることにより人に感染した例はないと安全性をアピールしてきた。しかし、ここであえて苦言を呈す。前項でも述べたとおり、感染の疑いという初期の段階から風評被害としての対策に乗り出すことは消費者に対し、無責任な対応としかいえない。なぜなら、高病原性鳥インフルエンザはまだ完全に解明されておらず、有効な治療法は確立されていないのである。しかも、突然変異するものであり、過去にはスペイン風邪や香港風邪など人に感染し、高い致死率をもたらす新型インフルエンザを世に送り出してきたからである。過去に例がなくとも新たな例が生まれる可能性はある。判明していないだけかもしれない。そのようにして歴史は塗り替えられてきた。さらに、初期の時点では感染が拡大している可能性もあり、規模さえ把握できていないのである。先ほども述べたが、この時点では全ての鶏舎が高病原性鳥インフルエンザの被疑鶏舎であり、突然変異が発生する可能性もある。県や関係者もその怖さを認識しているので、報道機関まで発生鶏舎周辺の立ち入り制限をしたのである。また例えば狂牛病にかかった牛やヤコブ病を発症した人などの映像は何度も流され、BSE 感染の恐ろしさは世間にも伝わったが、高病原性鳥インフルエンザの症状は全くといって良いほど伝わっていない。

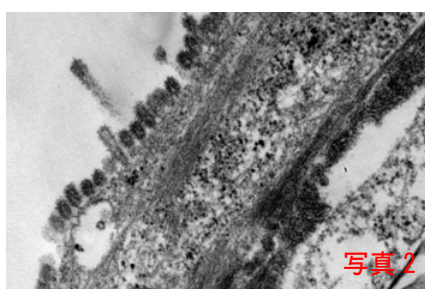


写真1 は高病原性鳥インフルエンザに感染した鶏。肉冠が出血・壊死している。

写真2 は高病原性鳥インフルエンザ H5N1 型の電子顕微鏡写真。

左載写真1,2 提供

(独) 農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所

BSE の際は焼肉店や牛丼店、及び畜産業者は不振に陥り、日本政府も米国産牛肉などを輸入停止にしたほどである。これは風評被害だったのか？風評被害といえ、何でも罷り通るような風潮だが、決して正しい対処法ではない。消費者が危険を理解し、それを食するのであれば、それは自己責任の範疇である。適正な情報公開により、危険が周知された後のことだ。実際、BSE の場合、危険性を認識しながらも食している人はいたが、BSE と高病原性鳥インフルエンザは全く別のものだという認識が必要である。感染症であるインフルエンザの場合は自己責任の範疇という問題では済まない。1 人の発症が多くの人命を危険に晒すことになる。それにもかかわらず、発生当初から自治体や国がマニュアルどおりに「安全」というお墨付きを与えてしまえば、それは突然変異に助力していることと何ら変わらないのである。感染が確認された時点で「安全」を謳うことは時期尚早であり、その場しのぎでしかない。まさに行政側の認識不足、若しくは談合体質と言われても仕方がないだろう。しかも、知る権利のある消費者に対し、情報を提供する立場にある小売業者にまで苦情を申し立てるのは甚だ遺憾である。まさに風評被害に対する過剰反応といえる。後々、問題を大きく、若しくは悪化させる可能性さえ秘めている。官・学・産による薬害などはまさにそれだろう。また、民意に支えられる宮崎県知事誕生が県民の利益を優先させるため、誤った宣伝効果を発揮してしまった。政治基盤のない知事がメディアを上手く利用し、それに国民は再び踊ってしまった。ある意味、感染症蔓延の危険性があるが日本産の鶏肉や鶏卵には目をつぶり、BSE の疑われる米国産は拒絶するという事態になれば、食の安全に対する矛盾が生じ、米国の一連の言い分に正当性を与えてしまうことになる。日本で保護行政による食品ナショナリズムが進行していると捉えられても仕方がないことである。そんな事態になれば、日米通商摩擦が再燃し、米国通商法の脅威に晒されることとなる。また、安全保障上でも国際感覚の欠如を晒すこととなる。

例えば今、日本では北朝鮮の核兵器を懸念する声が多いが、先進諸国の安全保障担当者が最も危惧している大量破壊兵器は核兵器ではない。それは生物兵器である。なぜなら、核や化学兵器による被害は生物兵器に比べ限定的である。生物兵器による被害は瞬く間に国境を越え、全世界、特に人口集積率が高く、高度に発達した先進国で蔓延する。しかも、高病原性鳥インフルエンザを見ても分かるように、感染症には潜伏期間があり、感染経路の特定や封じ込めをするのも容易ではない。天然痘などは 7 日から 17 日間程度の潜伏期間があり、発症前の感染力はないと考えられている。一度発症すれば、飛沫感染などにより非常に簡単にネズミ講方式に拡大する。一人が満員電車でくしゃみをすれば、周辺の 10 人が 2 次感染する。その 2 次感染した 10 人が会社や家庭で 3 次感染を引き起こす。そして同僚や子供が学校で 4 次感染を拡大させる。1 次感染者のたった 1 回のくしゃみが恐ろしい結果を引き起こす。しかも、1 次感染者はその間もウイルスを撒き散している。感染者がただの体調不良と思い病院にいけば、患者や医師にも瞬く間に広がる。またその家族や友人へと拡がり、1 人でも突然変異した新型インフルエンザを発症すれば、伝播力や致死率からもこれだけグローバル化した世の中では少なくとも全世界人口の 1 割は亡くなってしまうだろう。特に被害は先進国に集中する。そして有効な対策はない。中世ヨーロッ

パでのペストの大流行もグローバル化によりもたらされ、ヨーロッパ全人口の4分の1が犠牲になったといわれる。CDC（米国疾病管理予防センター）でも生物テロに使用される可能性の高いものとして、ペストなどを指定している。もう忘れてしまった人もいるかもしれないが、アジアで発生が確認された SARS（重症急性呼吸器症候群）でさえ 800 人近い人命を奪っている。それほど高病原性鳥インフルエンザの取り扱いには慎重さが求められるのである。

よって、改正家畜伝染病予防法にある助成以上の養鶏業者に対する救済策は必要だが、安易に風評被害などと文言を躍らせるべき事態ではない。企業であれ何であれ、問題が生じれば損害は発生するものである。だからこそ予防措置の徹底が必要であり、生産者保護を目的とした鳥インフルエンザ生産者互助基金（家畜防疫互助事業）の拡充や鳥インフルエンザデリバティブなどの新金融商品を導入すべきである。ただし、問題は養鶏業者に対するコスト負担が増しているにもかかわらず、市場での販売価格に反映されない現状がある。このジレンマを解消しない限り、根本的な問題は解決されない。このため、生産者が生き残るにはコスト削減のために大規模化や集団化を図るしかなく、そのような流れになれば、ひとたび高病原性鳥インフルエンザの感染が確認されると被害は大規模なものとなり、突如として鶏肉や鶏卵の供給が途絶えることにより価格は急騰し、安価で貴重な動物性蛋白源が高級食材になりかねない。その場合、雛や成鶏の取引価格も高騰し、生産者の再建も難しくなる。分散した中小規模の生産者を保護していくことこそ、供給や価格の安定に繋がるのである。だからこそ、消費者に対しては適正価格の理解を得るためにも積極的な正負の情報を公開し、真摯な対応をすべきである。よって、然るべき措置を施し、「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」にある制限期間（最終発生に係る防疫措置の完了後 21 日以上）が経過して、清浄性が確認されるまでは風評被害という文言を使うべきではない。逆に言えば、その時点に至り、始めて風評被害という文言が使えるのである。それが消費者の信用を生み、信頼を勝ち取ることに繋がると確信する。

過去、2005 年 6 月に茨城県や埼玉県で発生した 41 例（H5N2 亜型のウイルスが分離された農場は 9 例）の高病原性鳥インフルエンザの場合は、明らかな臨床症状を示さない弱毒性という特性もあり清浄性を確保するまでに約 1 年という長い時間を要した。また夏という気候も重なり、鶏舎内での防疫作業中に従事者がマスクなどを外しながら作業する光景が見られた。さらには検査の際に虚偽検体を提出し、家畜伝染病予防法 65 条第 12 号（検査妨害）の疑いで茨城県に告訴された生産者もいる。不活性化ワクチンを接種していた例もあった。

（資料 10）今回の宮崎県や関係者の対応は迅速であり、危機意識も非常に高い。今や日本の防疫体制や、それに係る意識は世界最高水準である。だが、失点を恐れる余り、マニュアルを重視しすぎている。というより、マニュアルが進化し、教典のようになっていることを危惧する。

このような災害の場合、保護対象は 2 つある。生産者の保護と消費者の保護である。どちらに主眼を置かなければならないかということをもう一度考えて欲しい。その中で、生産者の廃業や営業停止などの発生リスクを考えれば、予防に割く予算や意識の向上・維持は安価である。国や自治体、業界全体が更な

るハード・ソフト両面からの予防対策の徹底を期することが必要である。そうなれば仮に1次的被害が発生したとしても、2次、3次の被害は防げるはずである。その中で国が2月8日、家畜伝染病予防法第9条に基づき、西日本の各府県の大規模養鶏場などを対象に消石灰などによる消毒を実施すると発表した。家畜伝染病予防法第60条第1項第6号に基づき、消石灰などの購入経費は全額国が負担することとなる。(資料9)これは既に法整備がされているとはいえ、国が予防措置に対し、積極的に関与する姿勢を示す非常に評価できる決断だ。そして当該発生農場周辺の生産者保護のための早急な支援が急務である。

消費者は世界一安全で信用のある日本の食材を求めており、生産者が悲鳴を上げる事態は望んでいない。今後も日本産の食材を口にしたいのである。

写真提供：宮崎県、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所

参考資料：農林水産省「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」H16.11.18

食品安全委員会「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」H17.12.15 更新

東京都「東京都NBC災害対処マニュアル「概要版」」H16.3 (H16.11 一部修正)

資料1 宮崎県「県内における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生について」H19.1.11

資料2 「県内における高病原性鳥インフルエンザの発生について」H19.1.13

資料3 「県内における高病原性鳥インフルエンザへの対応状況等について」H19.1.16

資料4 「県内における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生について」H19.1.23

資料5 「県内における高病原性鳥インフルエンザの発生について」H19.1.25

資料6 「県内における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生について」H19.1.30

資料7 「本県において分離されたH5亜型のA型インフルエンザウイルスの検査結果について」H19.2.3

資料8 動物衛生研究所HP「鳥インフルエンザQ&A」「高病原性鳥インフルエンザ」

資料9 農林水産省「高病原性鳥インフルエンザに係る緊急的な消毒の実施について」H19.2.8

資料10 高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム「2005年に発生した高病原性鳥インフルエンザの感染経路について」H17.9.28

資料11 農林水産省「宮崎県清武町における高病原性鳥インフルエンザに係る移動制限区域等の解除について」H19.2.6

資料12 宮崎県「日向市東郷町における高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う移動制限区域等の解除について」H19.2.20

資料13 農林水産省「宮崎県新富町における高病原性鳥インフルエンザに係る移動制限区域等の解除について」H19.2.28

今後、更新されることがあります。2007年3月1日現在

余談だが、この度、東国原（芸名：そのまんま東）宮崎県知事が誕生した。不安視する声があるが、当会では東国原知事の今後に期待したい。なぜなら、彼は過去、多くの問題が表面化し、窮地に陥った。しかし、彼は自らを見つめ直し、大学に通い直すなど常に前向きな姿勢であった。自分を信じ、苦難を乗り越ったのである。それが今回の結果に繋がった。まさに安倍政権の掲げる再チャレンジを実践した形だ。しかも、東国原知事のホームページのプロフィールを見ると、全ての過去の経歴が公開されている。報道されているとはいえ、これほど自らを丸裸にする知事もいないだろう。今後、どんな困難があろうと彼は逃げることなく前向きに捉え、宮崎県の危機を機会へと変えていくであろう。当会では彼をタレント知事とは考えない。宮崎県にとって、最も有益な知事が誕生したと確信する。

2007.1.24